



Title	葬送儀礼における死者の沐浴：後一条天皇の葬送儀礼から
Author(s)	橘, 弘文
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1985, 19, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56473
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

葬送儀礼における死者の沐浴

—— 後一条天皇の葬送儀礼から ——

橘 弘 文

この小文は、後一条天皇（一〇〇八—一〇三六）の葬送儀礼を通して、葬送儀礼における死者の沐浴（入棺の前に死者を湯で洗うこと）の意味を問う。

死んだばかりの死者は、現世から完全には分離していない。また、かれは、まだ、死者の世界に加入していない。要するに、かれはどっちつかずのあいまいな状態にある。死者のこの境界性は、人間の分類概念に基づいて構成されている社会の秩序を脅かす危険な力をもつとみなされる。この危険な力は、しばしば、ケガレとして認識される。死者の沐浴は、死者がもつ境界性に根差すケガレを浄化し、死者を現世から分離させる。

葬送儀礼における死者の沐浴は、誕生儀礼における湯殿始めの儀礼（産児をはじめて湯で洗う儀礼）と対応していると考えられる。

一 後一条天皇の葬送儀礼

後一条天皇の葬送儀礼は『類聚雜例』⁽¹⁾に詳しく記述されている。『類聚雜例』の著者源經頼は、「參議、中宮権大夫、左大弁の職に⁽¹⁾いたが、いわば三流公家で生活豊かならず関白頼通に⁽²⁾願使されて」生涯を終えた。

後一条天皇の葬送の模様を素描するまえに、かれがどのようなようにして亡くなったかを見ておきたい。長元九年（一〇三六）三月半ば、後一条天皇の病気が重くなる。『荣花物語』は後一条天皇の病状を「水きこしめし、面瘦せさせ給などぞ人く申める」⁽³⁾と語っている。糖尿病と想定されるこの病気に対して、いくつかの処置がとられた。まず、長元九年四月二日、前大僧正深覚によって御薬がもたらされる。⁽⁴⁾次いで、四月十三日、後一条天皇の病氣平癒を祈願して、伊勢大神宮ならびに諸社十一社に御幣が奉られる。⁽⁵⁾さらに、四月十六日、病氣平癒を祈り十一社に馬が奉納される。⁽⁶⁾また、同じ日、罪が決定していない囚人が免されている。⁽⁷⁾これら神仏への祈願とともに、後一条天皇を悩ませている物の怪を退散させるための修法が行なわれている。験者の法力によって、後一条天皇のからだから憑人たちに移らされた物の怪が、次々に名乗りをあげたという。⁽⁸⁾世の中を揺るほどの祈りも空しく、長元九年四月十七日、後一条天皇は清涼殿昼の御座で崩御する。享年二十九才、二十一年の在位であった。

後一条天皇の葬送儀礼に関する最高指揮者である関白藤原頼通が、最初に考慮したのは、神璽と宝剣を清涼殿から新帝後朱雀天皇の坐す昭陽舎にどのようにして移すかという問題だった。後一条天皇が崩御した四月十七日の夜、速やかに神璽と宝剣の運移が行なわれた。後一条天皇の遺体を移す場所、葬所の場所などに関する相談は四月十九日にはじめられる。

四月二十一日、陰陽助安倍時親の言にしたがい、遺体を入棺する時刻（午後八時前後）と遺体を他所に移す時刻（午前〇時前後）と葬送の期日（五月十九日）が決定される。

四月二十二日、寅刻（午前四時前後）、中宮威子が、内裏藤壺から威子の母倫子の住む鷹司家に退出する。

四月二十二日、遺体を同日の夜に上東門院に移すことが決まる。陰陽助時親が右大弁と丹波守行任を上東門院に差し向けて準備させる。遺体が安置される部屋中央に大床子が一脚立てられる。棺は後にこの大床子の上に置かれることになる。この大床子は、かつて後一条天皇が髪をくしけずる時、こしかけていた床子であるという。また、この大床子は遺体が火葬に付されたあと、他の御物とともに焼却されてしまう。なお、御物は後一条天皇個人の御物と累代の御物とに分けられ、後一条天皇個人の御物は、頼通の命により、檢非違使が京職人夫を使って一条院に運び込ませている。累代の御物は新帝に同日奉移された。

四月二十二日、申刻（午後四時前後）一条院巽角屋において棺がつくられている。

四月二十二日、戌四刻、御輿長十二人の中から選ばれた、長房朝臣、経輔朝臣、章経朝臣、定経朝臣、義通朝臣、良宗、憲房、橘義清たちが空の棺を昇いて清涼殿に入る。藏人俊経と貞章が紙燭をもって棺に前行する。遺体を入棺する前に、申方（西南西）の水で遺体の沐浴が行なわれる。そして、入棺。棺の中に、薄物・薄色御直衣・白生絹単重・御袴・御冠・錫紵が納められる。また、後一条天皇の妻である中宮威子と、両人の娘の一品宮章子、齋院馨子がそれぞれ棺に阿末加津（アマガツ）を入れる。

子四刻、権左中弁資通朝臣と右中弁経長朝臣が藁履をはき、続松をもって、清涼殿鬼間を通り夜大殿東戸下に進向する。そこで前大僧正慶命と権少僧都済祇が、資通と経長のもっている続松を取り、それらに御在所の御殿油を

焼付して兩人に渡たす。この御殿油は後一条天皇崩御の日以来消されていない。御輿長たちが棺を舁いて御車まで運び、御車に棺をのせる。資通と経長が統松をもって御車に前行する。藏人所の雑色衆が御車の轅に付く。御輿長たちは御車のうしろあるいは脇について歩く。前大僧正慶命、大僧正永円、権僧正明尊、僧正尋光、権大僧都教円、権少僧都良円、濟祇、権律師蓮昭、阿闍梨良光たちが藁履をはいて御車に従う。関白頼通、内大臣、中宮大夫、権大納言、新大納言、民部卿、前左衛門督、右衛門督、権中納言、左宰相中将、左兵衛督、右宰相中将、左大弁、右大弁、備中権守、三位中将、および昇殿を許されていた旧臣たちが、袍、巻纒を着し、藁履をはき、白杖をもって歩行する。

御車が上東門院に到着すると、前大僧正慶命が、資通と経長のもっている統松を取り合わせ、それらの火で御所燈・御殿油を点じる。御輿長たちは棺を舁いて東対東面の南一間に入り、大床子の上に北枕になるようにして棺を置き、退出する。この夜、僧をはじめ関白頼通ら多くの人々が上東門院に宿侍した。

四月二十六日、常住寺、仁和寺、円教寺、広隆寺、東寺、西寺、法成寺の七寺で初七日の誦経が行なわれる。また、この日から三十九日間、珍皇寺において毎日麻布三段を供えて誦経が行なわれている。

五月一日、法住寺、円教寺、法興院、珍皇寺、慈徳寺、円融院、法成寺の七寺で二七日の誦経。五月八日、円教寺、珍皇寺、慧心院、積善寺、醍醐寺、勸修寺、法成寺の七寺で三七日の誦経。

五月十三日、頼通の命により、式部大輔資業が陰陽助時親と檢非違使二人を伴って、山作所（遺体を火葬にする場所）と御骨を納める寺を巡察した結果、神楽岡東辺を山作所とし、浄土寺に御骨を納めることが決まる。

五月十五日、円教寺、円成寺、延暦寺、延暦寺釈迦堂、勝蓮華院、嘉祥寺、法成寺の七寺で四七日の誦経が行な

われる。

五月十七日、御導師、咒願、御前僧、御法事の僧、百僧が定められる。この日から、遺体が安置してある上東門院において三十人の僧が念仏をはじめめる。また、この日、素服が与えられる男女の名が書き出され、行事所で素服がそれぞれに与えられた。

五月十九日寅刻、陰陽助時親が山作所の土地を鎮める。山作所設営の責任者である式部大輔資業と美作守定経が、檢非違使や工夫を指図して山作所を設営し、葬列の行路を整備する。

五月十九日午刻、後一条天皇の「葬官を任じ、素服・挙哀・国忌・山陵などの類を悉く停止せらるべし」という遺詔が、後朱雀天皇に奏聞される。天皇から「今日より五箇日廢朝すべし。また、国忌・山陵・素服・挙哀などを停むべし」という命が下る。また、「三関を警固すべし」という旨旨が下る。なお、後朱雀天皇は先帝の遺詔をきいて慟泣されたという。

五月十九日の夜に入り、遺体を運ぶ御輿の出入口とするために、上東門院の東の牆が壊される。戌四刻、駕輿丁たちが一条院から御輿、火輿、香輿、行障、步障などをもってくる。御輿はいったん殯殿の東階に寄せられ、後、御輿長たちが御輿を階間廂内に置く。資通と経長が続松をもって東廂内に進む。そこで、権少僧都濟祇が兩人のもつ続松を取り合わせて、それらに御殿油を焼付してかえす。御輿長たちが棺を御輿に納め、御輿を駕輿丁に渡したて、御輿のそばに付きしたがう。藏人所衆四人がそれぞれ瓮をもち御輿の四角に付く。焼香者四人が瓮をもつ者のそばに付く。そしていよいよ神樂岡の山作所に向かう葬列が発する。

葬列はおよそ次のように構成されている。最初に黄幡。これには真言が書してあり、出納兼時がこれをもつ。次

に炬火十二人。二列になつて進む最後を資通と経長が歩く。次に御前僧二十人。これも二列。次に小舎人および後院の藏人召使たち三十人がもつ歩障が続く。この歩障の内側に火輿。そして藏人所雑色たち十六人がもつ行障に隠されて御輿が進む。御輿は、四十人の駕輿丁が交替して舁く。次に香輿。次に御厨子所仕丁たち、がもつ御膳辛櫃二荷。そして、関白頼通、内大臣、藤大納言、権大納言、新大納言、左右宰相中将、右大弁、右兵衛督、三位中将たちが衣冠（巻纒）を着し、藁履をはき、白杖をもつて続く。次に諸司官人以下史生以上の人々が燭をもち歩障の外側を歩く。さらに、民部卿、右衛門督、権中納言、左兵衛督、備中権守および多くの諸大夫たちが歩障の外側を歩く。かれらは藁履をはき白杖をもっている。

葬列が山作所に到着すると、資通と経長のもつ炬火をのぞいて炬火は消される。資通と経長は葬場の前庭に立つ。御輿が葬場の東庭に置かれる。御輿は行障に被われている。歩障をもつ人々が相分れて荒垣の内側に歩障をひきめぐらす。やがて御輿長たちが御輿の小屋形などを取り払い、棺を葬場殿に運ぶ。空になった御輿は駕輿丁たちによつて挙物所に運ばれ、後、焼却される。葬場の北庭において御導師の咒願が終わると、山作所設営の責任者である式部大輔資業と美作守定経が蓮道を供する。続いて、御輿長たちが棺を貴所に運び、兼房、経輔、章任、定経、義通たちが生絹を冠の額に結び、棺の蓋をあげ、そこに薪を挿む。そして、経輔が資通と経長のもつ炬火を取り合わせて、それらを棺に挿付して点火する。翌日の辰刻、茶毘はようやく終わる。御骨は、経輔が浄土寺に運んだ。

五月二十二日、極楽寺、円教寺、法性寺、禅林寺、雲林院、浄土寺、法成寺の七寺で五七日の誦経。五月二十九日、石山寺、浄土寺、崇福寺、珍皇寺、法成寺において六七日の誦経。六月六日、珍皇寺、円教寺、仁和寺、円融寺、禅林寺、法興院、法成寺の七寺で七七日の誦経。七月二十五日、先帝の旧臣たちが結縁経を浄土寺に供養する。

七月二十六日、先帝の旧臣たちが法華經の有縁品を金泥で書し、先帝の供養のために浄土寺に納めている。長暦元年（一〇三七）六月二日、先帝の母上東門院彰子が神樂岡の山作所の跡地に菩提樹院を建立し、先帝を供養する。なお、先帝の中宮威子は、前年の九月六日、流行の天然痘を患い亡くなっている。長久元年（一〇四〇）十一月十日、先帝の御骨が浄土寺から菩提樹院に移された。

二 葬送儀礼における死者の沐浴

『類聚雜例』は遺体の沐浴に関して、「申方の水を以て御沐浴畢わんぬ」とのみ記しており、この沐浴が水によって行なわれたのか、それとも、湯によって行なわれたのかを明瞭にしていない。しかしながら、二つの理由からこの沐浴に湯が用いられたとほぼ断定できる。第一に、『栄花物語』の中に、入棺の前に死者を湯で洗う場面がみられる。たとえば、頼通の妹の皇太后妍子が亡くなったとき、頼通が妍子の遺体に湯を浴びせている。⁽⁹⁾第二に、「沐浴」ということばそれ自体が、湯によって髪とからだを洗うという意味を含んでいたと考えられる。⁽¹⁰⁾

それでは、どうして日本の中世において、死者は湯で洗われたのか。この問いをすすめるために、葬送儀礼全体の中で死者の沐浴が占めている位置を明らかにする必要がある。ここで、ファン・ヘネップの通過儀礼は分離・過度・統合の三段階の儀礼から形成されているという理論が有効であり参考になる。⁽¹¹⁾ヘネップのこの理論は、人間のある段階から別の段階に移行させる「物語」が通過儀礼の中にみられることを前提にしている。

死者（後一条天皇）は、まず、かれが生存中関係をもっていた人々や事物との関係を象徴的に断たれる。神璽と宝剣は注意深く移され、御物は一条院に運移される。中宮威子は内裏から退出し、死者自身も上東門院に移される。

これらの儀礼は、主として、死者の關係のあり方を変えることにより、死者の現世からの分離を図る。これに対して、死者の沐浴は、主として、死者の存在のあり方を変えることにより、死者の現世からの分離を企る。後一条天皇は多くの物の怪の攻撃に負けて、病み、死亡したと考えられている。したがって、死体は死に至る病気を招いた物の怪に汚されている。この汚れを沐浴が浄化する。同時に沐浴は死者の現世への執着を洗い流す。沐浴の後、おそらく死者は死装束に着替えさせられたと思われる。死者は、もはや生者ではない。しかし、かれはまだ「正式な死者」にはなっていない。

後一条天皇の葬列の中で、藁履をはき、白杖をもつ人々の姿が注目される。たぶん、藁履と白杖は「死者の旅」を象徴しているのだろう。四月二十六日の初七日にはじまる七日ごとの誦經、御骨がいったん浄土寺に納められていること、七月二十五日の旧臣たちによる結縁經の供養、七月二十六日の旧臣たちによる法華經有縁品の供養、翌年六月の菩提樹院の建立などから、死者の旅の行先は、当時の浄土信仰に基づく「浄土」であると考えられる。そこで、後一条天皇の葬送儀礼に次のような「物語」を読みとることができよう。死者は儀礼を通して、まず、現世から分離され、次に、現世にも他界（浄土）にも属さない期間を経て、やがて他界（浄土）に統合される。

死者の沐浴は、死者を現世から分離させ、死者に他界（浄土）へ行く資格を与える。沐浴による死者の現世からの分離には二つの願望が託されていると思われる。一つは、死者が現世に執着し、生きている人々に危害をもたらすことがないように、という願ひであり、今一つは、死者が無事浄土に行くことができるように、という願ひである。極端に言えば、死者の沐浴は、現世の利益（とくに怨霊を封じて身の安全を保つという利益）を追求する密教信仰と、来世の安寧を希求する浄土信仰とが矛盾なく共存しているという平安時代の貴族仏教の特色を具現してい

る。

ところで、葬送儀礼が死者を現世から他界に送る儀礼である以上、儀礼にかかわる人々は当然他界と接触する機会をもつ。かれらはどのような仕方では他界と接しているだろうか。

後一条天皇の葬送儀礼のほとんどは、夜あるいは未明に行なわれている。神璽と宝剣は四月十七日の夜に清涼殿から昭陽舎に移されている。中宮威子が内裏から退出するのは、四月二十二日の寅刻（午前四時前後）。遺体は、四月二十二日の戌刻（午後八時前後）に入棺され、深夜（子刻）に上東門院に移されている。陰陽助時親が山作所を鎮めるのは、五月十九日の寅刻であり、五月十九日の戌刻に葬列は上東門院から山作所に向かって出発している。このような闇の時間にこそ人々は他界と接することができると想像していたのだろう。少なくとも陰陽師はそう考えて儀礼の時刻を設定したと思われる。

次に、後一条天皇の葬送儀礼における人々の空間意識をみてみよう。上達部たちは、はじめに、禁中から直接に山作所に向かう葬列を送るべきではなく、遺体を別の場所に移し、そこから葬列を出すべきである、ということを確認している。山作所は陰陽師らの巡察の結果、平安京の周縁に位置する神楽岡に定められている。御骨が納められる寺は「賀茂四至内寺」を除いて求められた。五月二十日、山作所からの帰路、頼通たちは鴨河で祓を行なっている。人々は平安京の周縁において他界と接することができると思像していたのだろう。そして、人々は平安京の周縁が帯びている他界性が平安京の中心に及ばないように注意を払っている。

それから、四月二十六日から三十九日間、珍皇寺において誦経が行なわれていることは興味深い。珍皇寺の門前の四辻は、六道の辻と呼ばれ、そこは現世と、地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上という六道との境界であった。

さらに、珍皇寺の篋堂のうしろの井戸は地獄に通じていると想像されていた。

また、遺体が移された上東門院の東の塙が、五月十九日の夜、葬送の御輿の通路とするために破壊されていることも注目される。棺は日常の出入口ではなく、儀礼のためにつくられた出入口を通して山作所に向かう。この特別の出入口は、他界への通路でもあるのだろうか。

以上のように、人々は葬送儀礼の中で非日常的な時間と空間を通して他界と接している。そして、かれらは、かれらが儀礼の中で接する他界性が、日常的な時間と空間に侵入しないように配慮している。

三 死者の沐浴と湯殿始め

湯は、葬送儀礼だけでなく誕生儀礼においても用いられた。

寛弘五年（一〇〇八）九月十日、中宮彰子は産氣つき、産所に移る。産所の設備は白色に統一されている。産児は白色に囲まれて産まれてくるのである。これは、後一条天皇の葬列の中で、棺が納めてある御輿が行障・歩障という白色の幕に被われていた事実と無関係ではないだろう。

中宮の出産が間近に迫ると、神仏への祈りが倍加される。なかでも、物の怪を退散させるための修法は、「御ものゝけ、各屏風をつぼねつ、^{あま}、験者ども預まかくまかに加持しの、しり叫び合ひたり」という騒々しさであった。

僧侶や陰陽師たちの誦経や祈りは一晩中続けられた。明くる九月十一日の午刻（午後〇時前後）、中宮彰子は皇子を出産する。だが、まだ、後産がおりないので、人々は神仏に頼りて無事に後産がおりるように祈念したという。やがて後産を無事終える。へその緒は、道長の室倫子が切った。産児に初めて乳をふくませる乳付の役には、藤原

有国の妻橘三位が選ばれた。

九月十一日酉刻（午後六時前後）、湯殿始めの儀礼が執り行なわれる。寢殿の東母屋の廂に湯殿所が設けられている。最初に、中宮職の下級役人が湯を運んでくる。中宮の雑事に仕える侍の長なかのぶがそれを御簾のもとまで早く。次に、御厨子所の女官二人が、湯を十六個の瓮に入れる。なお、湯殿始めの儀礼に携わる女性たちは白い装束を着し、また、湯殿始めの儀礼に用いられる道具はすべて白く覆われている。讃岐の宰相の君（藤原道綱女）が、産児に湯を浴びせる「御湯殿」の役を果たし、「御湯殿」を補助する「御むかへ湯」の役には大納言の君（源扶義女簾子）が当たる。産児はいくつかの儀礼に守護されて湯を浴びせられた。小宰相君が守り刀として御剣をもってひかえ、宮の内侍がつくりものの虎の頭をもつてそばに仕えていた。虎の頭を湯面に映して、産児を魔から守護するのだという。五位十人、六位十人が弦打ちをして魔を払う。浄土寺の僧都明救が産児を守護する法を修する。右近衛少将雅通が魔除けのために散米をする。

九月十三日の夜、九月十五日の夜、九月十七日の夜、九月十九日の夜、それぞれ「産養」^{うぶか}の祝宴が催されている。十一月一日、「五十日」^かの儀礼が行なわれる。この日、産児に餅をふくませる。十二月二十日、「百日」^{ももか}の儀礼。寛弘七年（一〇一一）十月二十二日、初めて袴を着ける「着袴」の儀礼が行なわれる。寛仁二年（一〇一八）正月三日、後一条天皇は十四才で元服する。

葬送儀礼が死者を現世から他界に送る儀礼であるのに対して、誕生儀礼は産児を他界から現世に移行させる儀礼であるといえるだろう。誕生儀礼における湯殿始めは、産児を他界から分離させる儀礼であり、産児は湯を浴びせられることにより、他界性を洗い流される。しかし、かれはまだ「正式な生者」にはなっていない。「産養」・「五十

日^か・「百日^も日^か」・「着袴」などの儀礼を経て、「元服」の儀礼を通過してはじめて、かれは社会の正式な構成員として認められる。

一方、生まれたばかりの産児は物の怪の攻撃を受けやすい危険な状況にある。湯殿始めの儀礼は産児に及ぶ物の怪の攻撃を払う意味をもっている。

葬送儀礼における死者の沐浴と、誕生儀礼における湯殿始めは、湯を浴びせられる対象が境界的な位置にあるという点で共通している。死んだばかりの死者は現世との絆を断ち切っていないし、生まれたばかりの産児は他界とのつながりを失っていない。死者や産児のこの境界性——どっちつかずのあいまいな状態——は、事物を分類することによって認識する思考に基づいて形成されている社会の秩序を脅かす危険なものとみなされる。この境界性をもつ危険な力は、ケガレとして認識される場合がある。

湯は、死者や産児の境界性に根差すケガレを浄化する。人々は、儀礼の中で、死者や産児に湯を浴びせて、死者や産児の境界性を希薄にし、死者や産児がどっちつかずのあいまいな状態から、分類された一定のカテゴリーに速やかに移行することを促す。

死者のケガレは想像しやすい。産児は、具体的にどのような場面でケガレをもつとみなされているのだろうか。

湯殿始めに奉仕する女性たちは、湯巻という白い生絹を着けて湯に濡れるのを防いだ。また、「御湯殿」の役と「御むかへ湯」の役の裾が湯に濡れないために打板二脚が設けられている。これらは、単に着物が湯に濡れることを嫌っているのではなく、他界性を帯びている産児を洗い流した湯がもつケガレに触れることを避けているのではないだろうか。したがって、おそらく、湯殿始めに使用された残り湯——そこには産児がもっていたケガレが含ま

れている——は、時間と場所を選び注意深く捨てられたと思われる。後一条天皇の誕生から一千年近い隔たりがあるが、『旅と伝説』第六年七月号（誕生と葬礼号）に収載されている次のような報告は、後一条天皇の湯殿始めにおける湯の意味を考える上で、無視されるべきではないだろう。

産湯は捨てる方角を選ぶ。若しその捨て場を誤れば其の子は一生不幸を見るなどと云う。多くは日の当らぬ所をよしとして椽の下などへ捨てる。
（長野県飯田町附近・岩崎清美）

産湯は成るべく陽の当らない所に捨てる。中には、墓地や便所へ捨てる家もある。

産湯は床下へ棄て、日光の当る処へは決して捨てない。
（長野県諏訪湖畔地方・有賀恭一）
（神奈川県津久井郡地方・鈴木重光）

これまで、葬送儀礼と誕生儀礼において、湯は対象（死者や産児）が位置する境界性を希薄にし、対象をしかるべきカテゴリーに統合させることを促進して、対象がもつ境界性に根差すケガレを浄化すると述べてきたが、このような湯の役割は、湯が使用される他の儀礼に関しても妥当するだろうか。

寺院が仏の功德として、寺院の浴室などにおいて人々に湯を施すという施浴儀礼は、中世における湯の意味を考へるとき、忘れてはならない重要な儀礼であろう。寺院だけでなく富貴な個人や権力者が施浴の施主になる場合があった。武田勝蔵氏は施浴の目的として、(1)自己の積善、(2)両親、愛児などの故人の追善、(3)自己の死後の冥福、の三つをあげている。⁽¹⁴⁾このうち、(1)と(3)は、(1)により(3)がもたらされるといふ点で重なり、(2)と(3)は、ともに他界

にかかわっている。

建久三年（一一九二）三月十三日、後白河法皇が崩御する。源頼朝は、三月十九日の初七日から百日間、後白河法皇の追善のために鎌倉山内の浴室で施浴を催した。⁽¹⁵⁾ 施浴にあずかった多くの人々は、知らぬままに、死者を演じていたと言えるだろう。ちょうど後一条天皇の葬列の中で、藁履をはき白杖をもつ人々が、浄土へ旅する死者を表現していたように。湯を浴びて人々が汚れを洗い流すさまを見て、死者のケガレの浄化が確認される。死者はケガレを除かれて速やかに浄土に赴く。したがって、追善のための施浴儀礼は、間接的な死者の沐浴であると考えることがができる。

説話の中で、施浴儀礼はときどき奇蹟を生じる。『今昔物語集』巻十九の二話などにみられるように、乞食や非人が湯を浴びて仏に変身するのである。中世において、乞食や非人は身分的にも地域的にも社会の周縁に追いやられていた。いわば、かれらは他界と接して生活していた。社会の中心に位置する人々にとって（かれらが乞食や非人を社会の周縁に追いやつたにもかかわらず）、社会の周縁に住み他界と接して生きる境界的な存在である乞食や非人は、認識しがたい危険な存在だった。社会の中心に位置する人々は、湯を浴びせて乞食や非人のこの境界性を希薄にし、乞食や非人を認識可能な姿に変え、乞食や非人がその境界性ゆえにもつ危険な力（ケガレ）を認識のレベルにおいて除去する。つまり、施浴儀礼における奇蹟譚は、湯の驚異的な治癒力とともに、湯による乞食や非人の境界性の希薄化を物語っている。

湯が境界性を希薄にするという思考は、仏教的な儀礼の他にもみられる。中世に行なわれた湯起請と呼ばれる神判裁判は、犯人ではないかと疑われた人物、あるいは訴訟人の両者が、煮えた湯の中に手を入れ湯の中の石をつか

み出し、ヤケドの状態で罪の寔否、あるいは訴訟の主張の真偽を判断した。⁽¹⁶⁾ここでは湯があいまいさを晴らす道具に使われている。また、探湯の伝統を引く湯起請において罪はケガレであった。湯が、ケガレをもつ人の手を変形させ、ケガレを認識可能なものにすると思像されていたのであろう。

死者の沐浴は単なる仏教的な儀礼ではない。おそらく、死者の沐浴の儀礼の底には、日本の土着の思想が流れていると思われる。

注

- (1) 『群書類従』第二十九輯所収。とくに言及しないかぎり、後一条天皇の葬送に関する記述は『雑聚雜例』によっている。
- (2) 村山修一『日本陰陽道史総説』、塙書房、一九八一年、一八八頁。
- (3) 『栄花物語』卷第三十二、「調合」(岩波書店、日本古典文学大系)
- (4) 『扶桑略記』第二十八、後一条、長元九年四月二日の条。
- (5) 『日本紀略』後篇十四、後一条、長元九年四月十三日の条。
- (6) 同右、四月十六日の条。
- (7) 同右。
- (8) 『栄花物語』卷第三十二「調合」
- (9) 同右、卷第二十九「たまのかざり」
- (10) 『古事類苑』人部十三、沐浴の項参照、『邦訳日葡辞書』Mocuyouu モクヨクの項参照。(岩波書店)
- (11) アルノルト・ファン・ヘネップ(綾部恒雄・綾部裕子訳)『通過儀礼』弘文堂、昭和五二年。
- (12) 『菅田宗廟縁起』(角川書店)の中の応神天皇の葬列にも、藁履をはき白杖をもつ人々が描かれている。
- (13) 『栄花物語』卷第八「はつはな」。以下の後一条天皇の誕生に関する記述も『栄花物語』による。
- (14) 武田勝蔵『風呂と湯の話』塙書房、一九六七年、六十頁。
- (15) 同右、六三頁。

参考文献

- (16) 同右、三二頁。千々和到「中世民衆の意識と思想」(『一揆4生活・文化・思想』所収、東京大学出版会) 十四頁。
- 中村義雄『王朝の風俗と文学』塙書房、昭和三七年。
- 石上堅『生と死の民俗』桜楓社、昭和五二年。
- メアリ・ダグラス(塚本利明訳)『汚穢と禁忌』思潮社、一九七二年。

(大学院後期課程学生)